

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（環境二六）
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二七）

〔告 示〕

○登録認定機関の登録に関する件（総務三七三）
○技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件の一部を改正する件（同二七四）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働三三四）
○保安林の指定実施要件を変更する件（農林水産一七〇五、一七一、一七二）
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通一〇一七、一〇一八）
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（同一〇一九）

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛二一四）
○道路に関する件（関東地方整備局二七二）
○道路に関する件（北陸地方整備局八一、八二）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

法 務

公証人任免（法務省）

勞 働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）

〔公 告〕

諸 事 項

官 庁

押収物還付、財団関係

裁 判 所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

省 令

○環境省令第二十六号
学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第四十六条の二において準用する第四十三条の六第二項の規定に基づき、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年十一月八日
環境大臣 中川 雅治

環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄にそれぞれ掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第三十三条 法第四十六条の二において準用する法第四十三条の六第二項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるもの、研究機関において浄化槽に関する研究に従事した経験を有するもの</p> <p>三・四（略）</p> | <p>第三十三条 法第四十六条の二において準用する法第四十三条の六第二項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるもの、研究機関において浄化槽に関する研究に従事した経験を有するもの</p> <p>三・四（略）</p> |

附 則
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○環境省令第二十七号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十二条の二第九項、第二十条及び第二十一条第三項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年十一月八日
環境大臣 中川 雅治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

改正前

（特別管理産業廃棄物管理責任者の資格）
第八条の十七 法第十二条の二第九項の環境省令で定める資格は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

（特別管理産業廃棄物管理責任者の資格）
第八条の十七 法第十二条の二第九項の環境省令で定める資格は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 感染性産業廃棄物を生ずる事業場
 イ・ロ（略）

一 感染性産業廃棄物を生ずる事業場
 イ・ロ（略）

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

二 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場
 イ・ハ（略）

二 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場
 イ・ハ（略）

二 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。ホにおいて同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、四年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。ホにおいて同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、四年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ホ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、五年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 へり（略）

ホ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、五年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 へり（略）

（環境衛生指導員の資格）
第十六条 法第二十条の環境省令で定める資格は、次のとおりとする。

（環境衛生指導員の資格）
第十六条 法第二十条の環境省令で定める資格は、次のとおりとする。

一（略）
 二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学、理学、工学若しくは農学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
 三（略）

一（略）
 二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学、理学、工学若しくは農学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
 三（略）

附則
 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

告 示

示

○総務省告示第三百七十三号
 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第八十六条第一項の登録をしたので、同法第九十条第一項の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十九年十一月八日

一 登録認定機関の名称及び住所
 テュフズードザクタ株式会社

二 登録に係る事業の区分
 東京都新宿区西新宿四丁目三十三番四号

三 技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地
 山形県米沢市八幡原五丁目四一四九番地七

四 技術基準適合認定の業務の開始の日
 平成二十九年十一月一日

総務大臣 野田 聖子